

## 優先事業調書対象細事業数

部 局	総事業数	対象外	対 象
議会事務局	4	2	2
秘書広報広聴課	5	0	5
企画総務部	81	45	36
財務部	26	18	8
市民部	76	6	70
医療部	7	1	6
健康長寿福祉部	85	4	81
農林水産環境部	79	6	73
商工観光部	57	6	51
建設部	30	7	23
上下水道部	7	0	7
教育委員会事務局	109	7	102
消防本部	8	0	8
会計課	1	0	1
監査委員事務局	1	0	1
農業委員会事務局	5	1	4
計	581	103	478

下記に該当する細事業は、優先順位付けの対象外としています。  
 議員人件費、特別職人件費、職員人件費、基金積立金、公債費、  
 災害復旧費、指定統計経費、予備費、一般経費